

# 業務指示書

## ジョージア国東西ハイウェイ整備事業（フェーズ2）協力準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年2月15日 12時 まで

問合せ先： 調達部 契約第二課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答： 2017年2月10日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路計画にかかる各種業務

##### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1）（1）と（2）を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2）（4）要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（ ）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括/交通計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：交通計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 トンネル計画】

- 1) 類似業務の経験：トンネル計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 落石防止・斜面对策計画】

- 1) 類似業務の経験：落石防止・斜面对策に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年2月24日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(GEL1 = 42.17 円 , US\$1 = 115.144

円 , EUR1 = 123.185000

円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。  
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/交通計画  
トンネル計画  
落石防止・斜面对策計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.59 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年3月21日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2016年10月)」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者 (JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。) 及びその親会社/子会社等は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) 以外の役務及び財の調達から排除されます。

- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

ジョージア国東西ハイウェイ整備事業（フェーズ2）協力準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/交通計画	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： トンネル計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 落石防止・斜面对策計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 事業の背景

ジョージアは、欧州とアジア、ロシアと中東をつなぐエネルギー・物資の回廊として地政学的に重要な地域に位置している。ジョージアの運輸システムは、隣接国と接続する道路と鉄道による陸上輸送に加え、黒海沿岸のポチ港やバトゥミ港を中心とする海上輸送及び空路から構成される。陸上輸送のうち約 22,000km の道路網が運輸システムの中核を成しており、貨物輸送量の 4 割、旅客輸送の 9 割以上を道路輸送に依存している。同国は、欧州と中央アジアを最短距離で結ぶルート上に位置し、カスピ海産の石油・ガスのパイプラインの経由地として、またコーカサス地域における物流の中継基地として重要性を高めている。

東西ハイウェイはアゼルバイジャン共和国国境から黒海沿岸を結ぶ約 460km の国際幹線道路であり、ヨーロッパとアジアを結ぶ重要な国際交通網の一部を構成し、地域全体にとっても非常に大きな重要性を持っている。また、ジョージア国内における国際陸上輸送貨物の約 60%が東西ハイウェイにより輸送されており、2005 年以降の東西ハイウェイの交通量は、年平均 12%の伸びを見せている。

同国の開発計画「Georgia 2020」では、国内・国際物流輸送の効率化、道路輸送網の安全性と物流中継基地としての利便性の向上、地域経済振興を目的とした道路整備を重視しており、東西ハイウェイ整備を最優先事業の一つと位置付けている。本事業は、東西ハイウェイのうちアウグヴェタ～ズィルラ区間を対象としており、同区間を含むアウグヴェタ～チュマテレット間は東西ハイウェイで未改修区間の一つとして物流のボトルネックとなっている。同区間は山間部の狭隘な地形に位置しており、物流の効率化に向けてトンネルや橋梁の建設が必要であることに加え、斜面災害による寸断のリスクが高く、落石や地すべり対策等の適切な道路安全対策を施すことが安全性の向上のためにも必要不可欠である。

これまで、東西ハイウェイの整備に当たっては、世界銀行(以下「世銀」という。)、アジア開発銀行(以下「ADB」という。)、欧州投資銀行(以下「EIB」という。))との協調融資(パラレル)で事業を実施している。このうち、JICA はゼスタフォニークタイシーサムトレディア間の整備に対して、東西ハイウェイ整備事業(2009 年 12 月承諾)及び東西ハイウェイ整備事業(II)(2016 年 3 月承諾)をフェーズ 1 として実施している。今次要請のあったアウグヴェタ～ズィルラ区間(東西ハイウェイ整備事業フェーズ 2)を含むアウグヴェタ～ヘヴィ区間は世銀が実施した F/S を基に ADB が環境影響評価報告書(以下、EIA)案等の作成及び詳細設計(D/D)を実施予定である。ヘヴィ～チュマテレット区間は世銀が、ズィルラ～ヘヴィ区間は ADB、EIB 及び韓国輸出入銀行との協調融資にて実施される見込みとなっている。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) 道路工事

・イメレティ州アウグヴェタ～ズィルラ(既存 2 車線道路改修、及び拡幅(4 車線化)、並びにトンネル(10ヶ所)・橋梁(18 か所)の建設を含む、17.2km)

#### (2) 道路安全対策(落石防止・斜面对策等)

#### (3) コンサルティング・サービス(詳細設計レビュー、入札支援、施工監理等)

### 3. 業務の目的

「東西ハイウェイ整備事業(フェーズ 2)」について、ADB が実施する D/D のレビュー及び本邦技術の

活用妥当性検討のため、追加調査を行うとともに、我が国有償資金協力事業として実施するための必要な調査を行う。具体的には、ADB が実施する D/D をレビューのうえ、本事業の概要、事業費、実施スケジュール、実施(調達・施工)方法、本邦技術の適用妥当性及び技術の適用方法、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等を検討する。特に、本邦技術の適用が想定される道路・トンネル施工方法、橋梁形式、道路安全対策などの分野において丁寧な検討を行う。

#### 4. 業務対象地域

イメレティ州 アウグヴェタ～ズィルラ間

#### 5. 業務の範囲

本業務は、「東西ハイウェイ整備事業(フェーズ 2)」整備について、上記「3. 業務の目的」を達成するため、下記「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえた上で、JICA 及びジョージア側関係諸機関と十分な意見交換を行いながら下記「7. 業務の内容」に示す業務を実施するとともに、下記「8. 成果品等」に示す報告書を作成・提出するものとする。

#### 6. 実施方針及び留意事項

##### (1) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査業務の成果(結果)は、本事業に対する円借款供与可能性を検討すべく JICA が実施する審査の参考資料として用いられることとなる。本調査で取りまとめる事業内容は円借款事業の原案として取り扱われることとなることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で十分 JICA と協議すること。

一方、円借款の事業化を検討する JICA による審査の過程において、本調査業務の結果と一部異なる結論となる可能性に留意し、ジョージア側関係者及び ADB に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないように配慮すること。

##### (2) 円借款の審査における重点項目

- 1) 本邦技術の活用妥当性
- 2) 対象橋梁・トンネル形式の選定方法
- 3) 道路安全対策(落石防止・斜面对策等)技術の選定方法
- 4) 調達・施工方法
- 5) 事業費
- 6) 事業実施機関の実施能力
- 7) 操業・運営／維持・管理体制
- 8) 交通調査・需要予測・便益計算
- 9) 環境・社会配慮
- 10) 運用・効果指標

### (3) 本邦技術の適用

ジョージア政府は本事業における本邦技術の適用を希望していることから、本調査を通じ、本邦技術の活用妥当性について検討する。特に、道路・トンネル施工方法、及び橋梁形式・施工方法の検討にあたっては、自然条件と施工時の制約条件を勘案するとともに、ジョージア政府の意向及びニーズを十分に把握した上で、本邦技術の適用を検討すること。

また、道路・トンネル施工方法、橋梁形式・施工方法以外にも経済性、道路安全対策（落石防止・斜面对策等）技術の適用など、キャパシティビルディングの視点も踏まえて幅広く検討し、その結果を JICA へ報告すること。

一方で、かかる検討の結果、本事業の対象地域の諸条件や、本邦技術を活用する場合と活用しない場合において、事業費に大きな差がでる等の理由から、本邦技術活用が困難と判断され、本邦技術の適用が見込まれない場合においても、事業計画等につき同様に検討すること。

なお、適用を提案する本邦技術についてジョージア側関係機関、ADB 及び ADB による D/D を実施するコンサルタントと十分に協議・調整を行うこと。本調査によるレビュー結果を本邦技術活用の妥当性と共にジョージア政府を通して ADB 及び D/D を行っているコンサルタントに対して提案すること。かかる提案に際しては、本調査で検討・策定した事項がジョージア側関係機関、ADB 及び ADB による D/D を実施するコンサルタントへの一方的な提案とならないように、関係者と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。なお、同提案が ADB による D/D に反映されるよう、JICA も関係者に対して働きかけることを想定している。

### (4) 本調査の位置づけ及び既存資料

本調査に先だって、世銀が F/S を実施している。本調査は本事業についての本邦技術の妥当性を検討し、JICA が本事業に対する円借款を検討する際の資料とするため、ADB が行う D/D をレビューし、補完するものである。また、本事業では、本邦技術の適用可能性が検討されていることから、本邦技術を適用する場合と適用しない場合の設計や積算等につき比較検討が必要となる。

従って、世銀が行った既存の F/S を十分参考にしつつ、D/D を行う ADB と連携しながら本調査を進めること。既存資料、ADB が行う D/D では不足の事項及び JICA が設定する報告期限に間に合わない事項については独自に調査、検討することが必要となることから、他ドナーやカウンターパートと情報交換を十分に行うこと。

### (5) 環境社会配慮

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)(以下、「JICA 環境ガイドライン」という。)が掲げる道路セクター及び影響を及ぼしやすい特性に該当し、カテゴリ A に分類されている。

ジョージアの関連法令及び JICA 環境ガイドラインに基づき、ADB が行う D/D の中で作成される EIA および用地取得・住民移転計画 (Land Acquisition and Resettlement Action Plan 以下、LARAP) 案をレビューし、必要な調査・手続きが取られていることを確認すること。また、EIA および LARAP 案が極力 JICA 環境ガイドラインの要求事項も満たされる文書になるよう、カウンターパートおよび ADB と連携の上、EIA および LARAP 案作成過程においても十分な情報交換に努めること。また、ジョージア政府の定める環境社会配慮にかかる許認可手続きについて調査し、先方政府による必要な手続きについて調査する。

なお、ADB が行う D/D の中で作成される EIA および LARAP 案をレビューした際に、JICA 環境ガイドラインに照らして不足分がある場合については、JICA と協議の上対応を検討すること。また、EIA および LARAP 案の作成スケジュールによっては、本調査および審査のスケジュールに遅れが生じることから、スケジュールに関してもカウンターパートおよび ADB と十分な情報交換に努めること。

#### (6) 設計基準

設計基準はジョージアで適用されているものと我が国、先進各国等の基準を比較検討の上、本事業における採用基準を明らかにする。

橋梁技術、トンネル技術の選定に際しては現地状況に即した環境影響や地域での利便性等の判断に加え、耐久性、維持管理の容易さにも配慮すること。

落石防止・斜面对策等の道路安全対策につき適用を検討する本邦適用技術の内容や効果について確認する。

#### (7) ジェンダーの視点

本事業は大規模な道路建設を予定しており、大きな社会変革がもたらされることが予想されるため、それにより男女の格差が生じたり広がったりしないよう十分留意する必要がある。本事業ではジェンダー視点に立った住民移転が行われるよう、社会調査結果を報告書に含める。

#### (8) カウンターパート

本業務の実施にあたっては、「2. 業務の目的」を達成するため、ジョージア国の地域開発・経済基盤省道路局 (Roads Department, Ministry of Regional Development and Infrastructure。以下「RD MRDI」という。)をカウンターパートとする。

なお、アウグヴェタ〜ズィルラ区間を含むアウグヴェタ〜ヘヴィ区間は世銀が実施した F/S を基に ADB が EIA 案等の作成及び D/D を実施することを踏まえ、ADB の検討状況にも留意する。加えて、今次東西ハイウェイの整備に際しては、世銀、ADB、韓国輸出入銀行、EIB との協調融資 (パラレル) により事業を実施することが想定されていることから他ドナーとも十分に情報交換を行い、検討を行う必要がある。



## (9) リスク管理シートの活用

本調査では別添1の「リスク管理シート(Risk Management Framework)」を作成し、案件形成の初期段階において潜在的なリスク事項の特定及び対応策の策定を行うこととする。

## 7. 業務の内容

国内作業および現地作業については、下記内容を基本とするが、コンサルタントは、目的を達成するために効果的・効率的な調査方法、検討内容、スケジュールを検討し、プロポーザルにて提案を行う。

### (1) 既存資料及び報告書のレビューとデータ収集

既存資料及びADBが実施するD/D調査をレビューし、必要なデータを整理・分析する。既存資料及びADBが実施するD/D報告書からは、本調査遂行に必要となるデータ収集が困難である場合には、プロポーザルにて追加の現地調査を提案することも可とする。

### (2) 事業の背景・経緯の確認

- ・ジョージアにおける幹線道路整備状況と課題を調査し、本事業の位置づけ・重要性を確認する。
- ・調査対象地域の経済・社会状況を確認する。
- ・本調査の経緯と内容を確認する。
- ・道路セクターにおいて、他ドナーや国際機関の協力実績・予定を確認する。
- ・国際幹線道路としての考えられる効果とボトルネックを確認する。
- ・東西ハイウェイ周辺地域及びコーカサス地域の裨益を確認する。

### (3) 事業の計画概要策定

JICAとの協議を踏まえ、以下の項目を含む事業の概要を策定する。

- 1) 事業の目的
- 2) 道路改修計画
- 3) 対象トンネル、橋梁の内容
- 4) コンサルティング・サービスの内容

事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス(詳細設計・施工監理)の内容とその規模(業務人月)について、計画する。

なお、(11)事業概略事業費の積算により、積算事業費が当初計画(世銀F/Sをベースとした事業費)よりも増加した場合、代替スコーピング案を検討する。

### (4) 実施スケジュール策定

調達手続きを含めた詳細設計/施工期間について、月単位のバーチャートにより、スケジュールの計画を策定する。その際、クリティカルな施工項目や本体施工以外の工程(EIA及び簡易住民移転計画の作成・承認、用地取得、事業計画(DPP)承認、実施体制の確立タイミング

等)を示した上でスケジュールの妥当性を検討する。新技術を採用する場合は、本邦研修の内容及び実施スケジュールも作成する。

(5) 業務実施体制の検討

ジョージアで実施されている、類似業務(道路・橋梁の整備事業における実施体制や制度など)を調査・把握し、本事業実施に必要な実施体制を検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- 1) 事業実施体制の確認
- 2) 実施機関(RDMRDI)の所掌業務、組織構造、人員体制の確認(法的な位置づけ含む)
- 3) 実施機関(RDMRDI)の財政・予算状況
- 4) 実施機関(RDMRDI)の技術水準
- 5) 実施機関(RDMRDI)の当該類似事業実施の経験

(6) 維持・管理体制の検討

対象橋梁の運営・維持管理は、運輸インフラ省が実施しているが、本事業実施により橋梁が整備された後の維持・管理体制の在り方について検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- 1) 維持・管理体制の確認
- 2) 維持・管理機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認(法的な位置づけを含む)
- 3) 維持・管理機関の財政・予算状況
- 4) 維持・管理機関の技術水準
- 5) 維持・管理機関の実績

(7) 他ドナーによる東西ハイウェイ道路整備事業に関する情報収集

これまで、東西ハイウェイの整備に当たっては、世銀、ADB、及び EIB との協調融資(パラレル)で事業を実施しており、ヘヴィ〜チュマテレット区間は世銀が、ズィルラ〜ヘヴィ区間は ADB、EIB 及び韓国輸出入銀行との協調融資にて実施される見込みとなっていることから、他ドナー実施区間についての実施計画や事業進捗情報等について情報収集を十分に行う。

(8) 地形・地質調査及び水理・水文調査に係る情報収集

新規整備の検討に必要なデータの入手を図る。なお、原則として、データの入手については、RDMRDI 及び ADB からの情報収集の他、入手可能な地形図等や電子データを入手することを想定している。本業務については現地再委託(本見積りとする)にて実施することを認める。

(9) 交通量調査及び将来交通量の予測、軸重調査

- 1) 将来交通量を踏まえた設計を行うため、既存の交通量観測、路側 OD 調査、将来交通量の予測の内容を確認する。確認の結果、新たに将来交通量の予測が必要と判断された場合、

JICA の同意を得たうえで交通量調査を実施する。本業務については現地再委託(本見積りとする)にて実施することを認める。

- 2) 軸重調査について、既存の調査の有無を確認し、必要と判断された場合、JICA の同意を得たうえで、軸重調査(1 か所想定)を行う。本業務については現地再委託(本見積りとする)にて実施することを認める。

(10) 対象地域のコミュニティに係る社会調査(ベースライン・サーベイ)

本事業が事業対象地域の住民に与える効果、インパクトを把握するため、対象地域のコミュニティ社会調査を行い、各対象コミュニティの置かれている現状(人口、世帯数、民族構成、消費、生計手段・就業形態、公共インフラ整備、教育、保健等)を確認する。調査は可能な限り男女別、民族別に集計を行い、男女別、民族別の状況の変化が確認できるよう配慮する。また、本調査はサンプリング法(無作為抽出法)で行うこととし、本社会調査対象地域は本事業対象地域の中で絞ることが可能であるが、事前に JICA と相談の上決定すること。

本業務については、現地再委託(本見積りとする)にて実施することを認める。

(11) 事業概略事業費の積算

概略事業費については、以下に従って積算を行う。

なお、報告書には事業費の総評を記載することとする。

1) 事業費項目

概略事業費の積算にあたっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、下記「(20) 本邦技術の活用妥当性についての検討」に基づき、本邦技術を活用した場合と、活用しない場合ケース双方において概略事業費の積算を行う。また、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載しない。

ア) 本体事業費

イ) 本体事業費に関するプライスエスカレーション

ウ) 本体事業費に関する物理的予備費

エ) 建中金利

オ) フロントエンドフィー

カ) コンサルタント費(プライスエスカレーションと物理的予備費を含む)

キ) その他1(融資非適格項目)

- ① 用地補償等
- ② 関税・税金
- ③ 事業実施者の一般管理費
- ④ 他機関建中金利

ク) その他2

- ① 完成後の委託保守費
- ② 初期運転資金
- ③ 移転地整備にかかる費用

④ 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用

⑤ 本事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

このうち、下線部についてはその算出方法等を JICA から指示することがある。

2) 事業費の算出様式

事業費については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システムの様式にて提出する。

3) 準拠ガイドライン

積算にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対してその内容を説明し、確認を取ること。

4) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の積算にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果をとりまとめ、提出する。

5) 類似案件との概略事業費等の比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナーやジョージア政府等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」(様式の指定なし)を簡便に作成し、上記で実施した概略事業費の妥当性を示す資料として同時に提出する。

ア) 実施時期

イ) 事業費(総事業費及び内訳)

ウ) 設計条件・使用

エ) 入札方法(PQ 基準、国際入札/国内入札等)

オ) 契約条件(総価方式/BQ 方式、支払い条件(履行保証の有無等)等)

カ) 施工監理方法(品質管理、工程管理、安全管理等)

(12) 事業実施に当たっての留意事項

円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項(工事中の安全管理、リスク分析を含む)を整理する。リスク分析の整理に際しては、JICA が指示する様式に取りまとめ、提出すること。

特に、事業実施に際しての以下の項目を含む調達の方法については、考え方を整理して、「調達方法の留意事項」として、別途 JICA に提出する。

1) ジョージアにおける該当類似事業の調達事業

2) 入札方法、契約条件の設定

3) コンサルタントの選定方法

4) 施工業者の選定方法

- ア) PQ:Pre-Qualification 条件の設定
- イ) ICB:International Competitive Bidding、LCB:Local Competitive Bid の採否
- ウ) 入札パッケージ(発注規模、工種別の発注等)の考え方 等

### (13) 事業の評価

本事業を①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標(運用・効果指標)を設定し、事業完成後約2年を目途とした目標年の目標値を設定する。このほか、定量的指標として内部収益率を算出する。

なお、本事業については、定量的指標(運用・効果指標)として、①車両運行費用の削減、②旅行時間費用の削減等を想定しているが、同2つの項目以外の定量的指標(運用・効果指標)も検討する。

### (14) 調達関連情報の収集

我が国の協力を実施する場合に必要な資機材(骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等)、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情(調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等)を調査する。さらに、同国における既往の道路・橋梁建設に係るプロジェクト事業費等の情報を収集する。なお、調査方法については、既往プロジェクトの情報を参考にすることに加えて、現地カウンターパート、材料調達事情に精通した現地コンサルタント等からも情報収集することを想定している。調査の結果、材料調達にリスクがあることが判明した場合は、そのリスクを報告書に記載するとともに、リスク回避に係る必要な検討事項をまとめる。

### (15) 断面交通量調査

業務対象地域内にて、交通量調査を実施する。渋滞が恒常的に発生している箇所等10か所程度を想定する。調査実施方法及び調査位置についてはプロポーザルにて提案する。なお、交通量調査の実施に当たっては、必要に応じて現地再委託も可とするが、その場合の経費は別途本見積もりとして計上する。

### (16) 将来交通量推計

業務対象地域の道路網の将来交通量を推計する。

### (17) 環境社会配慮に係る情報収集及び分析

当業務対象地域の新規整備道路には、住宅街や民家、用水路、公共施設等が散在している状況である。本調査では、新規整備道路が事業化された際に生じる環境社会に対する影響を考察する。

なお、上記「6. 実施方針及び留意事項」に記載のとおり、本事業のEIA案及びLARAP案を、ADBにより実施されるD/Dのコンサルタントが策定する予定である。本調査においては、同コンサルタントが作成する関連報告書(EIAおよびLARAP案の最終版のみならず中間報告書等

の調査過程で作成される報告書等も含む)をレビューし、JICA 環境ガイドラインに照らして不足がないかを確認する。不足がある場合には、JICA と協議の上対応を検討すること。なお、以下の内容が遂行されるよう、留意をすること。

#### <環境配慮>

JICA 環境ガイドラインに基づき、ADB により実施される D/D のコンサルタントが策定する予定である EIA(その調査過程で作成される各種関連報告書も含む)のレビューを行う。レビューにおいては、世界銀行セーフガードポリシーOP4.01 Annex B に記載ある内容が含まれているか否かを確認する。不足している記載や内容については、カウンターパートおよび ADB のコンサルタントに追加の調査(定量的影響予測及びデータの更新を含む)の申し入れを行う。申し入れの結果、ADB のコンサルタントによる追加の調査実施が困難な場合、JICA と協議の上対応を検討すること。

また、事前に十分な情報を公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえた現地ステークホルダー協議が行われていることを確認し、協議の結果が調査結果に反映されていることを確認する。なお、JICA が支援を予定している工区についても十分な回数及び住民がアクセスしやすい場所においてステークホルダー協議が開催されていることを確認する。レビューの結果、十分なステークホルダー協議が開催されていない場合、JICA と協議の上対応を検討すること。

さらに、JICA 環境ガイドラインに基づき JICA 内に設置される環境社会配慮助言委員会に助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。

- 1) ADB のコンサルタントが作成する EIA 案に以下の内容が含まれていることを確認する。
  - ア) ベースとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を含む。)
  - イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
    - ① 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
    - ② JICA 環境ガイドラインとの乖離およびその解消方法
    - ③ 関係機関の役割
  - ウ) スコーピング(検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること)の実施
  - エ) 影響の予測(基本的に定量的予測を含む)
  - オ) 影響の評価および代替案(「プロジェクトを実施しない」案を含む)の比較検討
  - カ) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
  - キ) 環境管理計画・モニタリング計画(実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど)(案)
  - ク) 予算、財源、実施体制の明確化

- ケ) ステークホルダー協議の開催(実施目的、参加者1、協議方法・内容等の検討)
- 2) 相手国等と協議の上、JICA 環境ガイドライン(2010年4月)の環境チェックリスト案を作成する。

#### <社会配慮>

JICA 環境ガイドラインに基づき、ADB により実施される D/D のコンサルタントが策定する予定である LARAP 案(その調査過程で作成される各種関連報告書も含む)のレビューを行う。LARAP 案のレビューにおいては、世界銀行セーフガードポリシー OP4.12 Annex A の Resettlement Plan に記載ある内容及び以下(ア)~(サ)が含まれているか否かを確認する。具体的な手順については、世界銀行 Involuntary Resettlement SourceBook Planning and Implementation in Development Projects も参照する。不足している記載や内容については、カウンターパートおよび ADB のコンサルタントに追加の調査(データの更新を含む)の申し入れを行う。申し入れの結果、ADB のコンサルタントによる追加の調査実施が困難な場合、JICA と協議の上対応を検討すること。

また、事前に十分な情報を公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえた現地ステークホルダー協議が行われていることを確認し、協議の結果が調査結果に反映されていることを確認する。なお、JICA が支援を予定している工区についても十分な回数及び住民がアクセスしやすい場所においてステークホルダー協議が開催されていることを確認する。レビューの結果、十分なステークホルダー協議が開催されていない場合、JICA と協議の上対応を検討すること。

さらに、環境社会配慮助言委員会に助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。

- 1) ADB のコンサルタントが作成する LARAP 案に以下の内容が含まれていることを確認する。

##### ア) 住民移転に係る法的枠組みの分析

- 用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と JICA 環境ガイドラインの乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な対応策が提案されていることを確認する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償金の算定方法、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する乖離については必ず確認する。

##### イ) 住民移転の必要性の記載

- 事業概要、事業対象地、用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等が生じる事業コンポーネントが記載されていることを確認する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるために検討された初期設計の代替案が記載されていることを確認する。

##### ウ) 社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)の実施

<sup>1</sup> 女性、子ども、高齢者、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

- 人口センサス調査は、事業による用地取得・住民移転等の対象者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者(地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む)数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデイトが宣言され、カットオフデイト後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとされていることを確認する。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行われていることを確認する。
- 財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量を確認する。人口センサス調査と同時に実施されていることが望ましい。
- 家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低 20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者(特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、高齢者、女性、子供、先住民族、少数民族、障害者、マイノリティ、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す)に係る情報が整理されていることを確認する。

#### エ) 損失資産の補償、生活再建対策の立案

- 損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件(地主、小作人、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む)が特定されていることを確認する。
- 土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合の理由が記載されていることを確認する。
- OP4.12 で定義される再取得費用に基づく損失資産の補償手続き及びその手続きに責任を有する機関について記載されていることを確認する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を実施し、再取得費用と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認されていることを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び責任機関が検討されていることを確認する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供されていることを確認する。
- 生活・生計への影響については、移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策が策定されていることを確認する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能で有ることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要があるため、その点も確認する。

#### オ) 移転先地整備計画の作成

- 取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を選定し、住宅や社会基盤(水道や区画道路等)の整備計画、社会サービス(学校、医療等)提供計画が作成されていることを確認する。また、移転先地整備に伴う環境影響評価、緩和策、環境管理計画が作成されていることを確認する。



カ) 苦情処理メカニズムの検討

- 事業対象地にある既存の苦情処理メカニズムを活用すべきか、新たに苦情処理メカニズムを構築すべきかについて、容易さ、利便性、信頼性等の観点から比較検討されていることを確認する。選定された苦情処理メカニズムに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等が記載されていることを確認する。

キ) 実施体制の検討

- 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)を特定し、各機関の責務(機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等)が記載されていることを確認する。
- 住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、能力強化策が策定されていることを確認する。

ク) 実施スケジュールの検討

- 1)補償金や転居に必要な支援(引越手当等)を提供し終え、2)移転先地のインフラ整備や社会サービス(医療や教育等)の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとされていることを確認する。

ケ) 費用と財源の検討

- 補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールが作成されていることを確認する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算されていることを確認する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討されていることを確認する。

コ) モニタリング・事業終了評価方法の検討

- 実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のために必要なモニタリングフォームを作成されていることを確認する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。
- 独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案が作成されていることを確認する。
- 住民移転が計画どおり実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案が作成されていることを確認する。

サ) 住民参加の確保

- 社会的弱者<sup>2</sup>や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略が作成されていることを確認する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフ

<sup>2</sup> 女性、子ども、高齢者、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

オーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援が行われていることを確認する。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したか記載されていることを確認する。

(18) 道路整備計画、整備優先度、整備内容の検討及び提案

上記(1)～(17)の結果に基づき、ジョージアにとって最善な道路整備計画、整備優先度、整備内容の提案が出来るよう十分検討する。道路整備計画の検討にあたっては、ジョージア政府のフィージビリティ調査の検討の他に、道路安全対策についても、道路整備計画に併せて反映させる。なお、提案する整備内容については、概算事業費及び整備効果も含める。

(19) 我が国の協力の可能性についての検討

上記(18)の結果に併せて、外務省の対ジョージア国別開発協力方針(2014年4月)や先方政府の開発戦略との整合性、既往の道路交通分野に対する協力との関連性・相乗効果、案件実施した場合の実施機関による予算の負担能力、案件実施による裨益効果、案件実施後の維持管理体制等を踏まえ、我が国の協力を実施する上で妥当な事業内容について検討する。

(20) 本邦技術の活用妥当性についての検討

本事業は本邦技術の活用が先方政府から要望されていることから、本邦技術の優位性及びコスト等について確認する。なお、適用を検討する本邦技術を持つ、本邦企業の進出可能性、協力可能性についても確認し、ジョージア政府のニーズ、コストパフォーマンスを勘案したうえで現実的な事業計画を検討する。

なお、かかる検討に際しては、本邦技術を活用しない場合の計画との比較も行うとともに、調査の結果本邦技術の活用が本事業にそぐわない場合、その理由についても精査する。

本事業対象区間における本邦技術の活用妥当性の検討に加え、他ドナーが実施予定のヘヴィ〜チュマテレット区間(世銀)、ズィルラ〜ヘヴィ区間(ADB、EIB 及び韓国輸出入銀行との協調融資)においても、本邦技術の適用可能性を実施機関内で検討を行ってもらうべく、本邦技術適用の妥当性及び優位性等を検討し、JICAを含めて RDMRDI 及び他ドナーと協議すること。

(21) インセプション・レポートの作成と協議

既存の関連資料・情報・データを整理し、プロジェクト実施に関する基本方針、本邦技術活用方法、項目と内容、実施体制、事業費の概算、スケジュール等を検討し、インセプション・レポート(案)を作成する。インセプション・レポート(案)を2017年5月上旬までにJICA関係者に説明し、コメントを反映した上で最終版を2017年5月上旬までにJICAに提出する。

(22) インタリム・レポートの作成と協議

既存の関連資料・情報・データを整理し、プロジェクト実施に関する基本方針、本邦技術活用方法、項目と内容、実施体制、事業費の概算、スケジュール等を検討し、インタリム・レポート(案)を作成する。インタリム・レポート(案)を2017年7月上旬日までにJICA関係者に説明し、コメントを反映した上で最終版を2017年7月中旬までにJICAに提出する。

(23) カウンターパートへの説明

現地業務着手にあたってインセプション・レポートに基づき、RDMRDIに本調査の概要・方針を説明すると共に、関連データ・資料を入手する。特に現地調査については、調査位置や調査日時等を説明のうえ、その妥当性を双方で確認する。また、現地調査中、及び調査中間段階でのインタリム・レポート提出前後など、道路整備内容を取りまとめる際には、RDMRDIの見解・意見を適宜確認する。なお、カウンターパートとの打合せ実施後は、速やかにJICAへ内容の報告を行うと共に、課題や解決案についても整理する。企業説明会用兼先方実施機関・他ドナー説明用にはプレゼン資料(Computer Graphics)を作成すること。

(24) 準備調査報告書(ドラフト)の作成

本調査の成果を踏まえた準備調査報告書(ドラフト)を作成する。

(25) 準備調査報告書(ドラフト)の説明・協議

準備調査報告書(ドラフト)の先方政府関係者への説明に当たっては、JICAからも出張を予定しており、同出張者と協力し、準備調査報告書(ドラフト)(ルート全体の整備計画、事業化の手順及び内容、我が国の協力の方向性等)を説明し、内容を協議・確認する。

(26) 準備調査報告書の作成

上記(25)の結果を踏まえて、準備調査報告書を精緻化し、最終版をJICAに提出する。

## 8. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品はファイナル・レポートとする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

なお、以下に示す部数はJICAへ提出する部数であり、それとは別に括弧内に記載した部数は先方政府関係機関との協議に使用する、または提出する部数の目安とし、先方との協議を踏まえて部数を確定する。また、円滑に業務を実施するため、各報告書について露文版を作成し、簡易製本の上、適宜先方政府関係者と共有する。ただし、露文版は参考としての位置づけとし、成果品は和文及び英文とする。

(1) 調査報告書

1) インセプション・レポート(簡易製本)

記載事項:業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、事業費積算(概算)、

便宜供与依頼内容、対象地域で適用が推奨される日本技術等

提出時期:2017年5月9日

部数:和文5部、英文10部、電子データ

2) インテリム・レポート(簡易製本)

記載事項:交通需要予測、建設計画、運営・維持管理計画、環境社会配慮、事業スコープ、スキーム概要、本邦技術の適用可能分野、事業費積算、提出時期:2017年7月中旬

部数:和文5部、英文10部、電子データ

3) 準備調査報告書(ドラフト)(簡易製本)

記載事項:調査結果の全体成果(要約を含む)

提出時期:2017年10月中旬

部数:和文5部、英文10部、電子データ

4) 準備調査報告書(最終版)(製本)

記載事項:調査結果の全体成果(要約を含む)

提出時期:2017年12月中旬日まで

部数:ア)和文10部、英文10部、CD-R各5部

イ)公開版用報告書(簡易製本)和文1部、英文1部、CD-R各2部(注3)

注1)報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」によるものとする。

注2)報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保する。また、表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受ける。

注3)製本版が一定期間非公開となる情報を含むため、一定期間非公開となる情報を除いた報告書を作成し、本業務終了後速やかに公開するもの。

一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途、監督職員と業務主任者が協議の上決定することとする。

- i) コスト積算、調達パッケージ、コンサルティングサービスの人月・積算、掲載・財務分析に含まれるコスト積算関連情報
- ii) 実施機関の経理・財務情報のうち、公開されていない情報
- iii) 民間企業の事業や財務に関わる情報

(2) その他の報告書類

1) 業務計画書(簡易製本)

記載事項:業務実施契約の契約約款・共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期: 契約開始後 10 日以内

部 数: 和文 5 部、英文 1 部、電子データ

## 2) 業務月報

記載事項: 国内・海外における業務従事期間中の業務に関する以下の事項

- ① 当月の進捗
- ② 翌月の計画
- ③ 当面の課題
- ④ 業務フローチャート
- ⑤ その他先方実施機関との合意文書等

提出時期: 毎月

部 数: 和文 1 部、電子データ

## 3) デジタル画像集

記載事項: 事業対象サイト等のデジタル画像。

提出時期: 準備調査報告書と同時提出

部 数: CD-R 3 部

## 4) 環境社会配慮助言委員会(全体会合)における案件概要説明資料

記載事項:

- ・案件の背景(必要性、意義)、調査の位置付け
- ・国/対象地域、事業概要、助言の範囲(スコーピング/最終報告書ドラフト)、助言を求める事項(カテゴリ A の理由)
- ・対象地域の地図、サイト状況の写真・土地利用図等、位置関係や道路、自然環境等の現状が分かるビジュアル資料を入手可能な範囲で紹介
- ・備考(適用ガイドライン等、今後のスケジュール)

提出時期: 案件概要説明実施日 10 営業日前

形式: パワーポイント

## 5) 環境社会配慮助言委員会(ワーキンググループ)における配布資料

- ・ワーキンググループの事前配布資料
- ・ワーキンググループの担当委員からの質疑回答表提出時期: ワーキンググループ開催日程が決まり次第別途指示。

### 第3 業務実施上の条件

#### (1) 業務工程

2017年4月中旬より業務を開始し、2017年5月上旬までにインセプション・レポートを提出する。その後業務を継続し、2017年7月中旬までにインテリム・レポート提出する。その後、更に業務を継続し、2017年10月中旬までに準備調査報告書(ドラフト)を提出、ドラフトファイナル・レポートに対するジョージア側コメント受領から2週間以内かつ2017年12月中旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

#### (2) 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

##### 1) 業務量の目途

合計 36.42MM 程度

##### 2) 業務従事者の構成(案)

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案する。

##### ア) 総括/交通計画(2号)※評価対象者

イ) 道路計画

ウ) 橋梁計画

##### エ) トンネル計画(3号)※評価対象者

オ) 落石防止・斜面对策計画(3号)※評価対象者 (国内経験重視(語学力評価せず・対象国経験評価せず))

カ) 自然条件調査

キ) 交通調査・需要予測

ク) 社会配慮

ケ) 環境配慮

コ) 経済・財務分析

サ) 調達・積算・調達・施工計画

シ) 業務調整

##### 3) 現地再委託

本調査の業務のうち、必要な業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン(2012年4月)」に則り選定及び契約を行い、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。

また、プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行う。

なお、現地再委託費は本見積として計上する。

(3) 現地補助員・通訳

本調査には、業務上の必要に応じて、現地にて現地補助員及び通訳を備上することを可とする。現地の調査収集に際しては、本調査に従事するコンサルタントによる現地調査に加え、同コンサルタント不在時を含めた現地情報収集を行うための現地人員を備上することも可とする。調査団はかかる現地補助員の備上費用及び現地調査実施時ジョージア語(もしくはロシア語)⇄英語(もしくは日本語)通訳の現地備上に係る経費を本見積もりに計上すること。また関係資料の翻訳費についても本見積もりに計上すること。

(4) 参考資料

1) 公開資料

ADB D/D Terms of Reference:

Preparation of Detail Design for New Construction of Khrevi-Ubisa-Shorapani-Argveta section(E60 Highway route). Bidding Documents, EIA and Detailed LARP

[https://uxdmz06.adb.org/OA\\_HTML/OA.jsp?OAFunc=XXCRS\\_CSRN\\_PROFILE\\_PAGE&seIno=128140](https://uxdmz06.adb.org/OA_HTML/OA.jsp?OAFunc=XXCRS_CSRN_PROFILE_PAGE&seIno=128140)

2) 貸与資料

・世界銀行が実施した本事業に係る F/S

・本事業対象地域地図

担当: 東・中央アジア部 中央アジア・コーカサス課

電話番号: 03-5226-6349(担当: 田中)

(5) 便宜供与

本調査実施に当たり、コンサルタントは独自で調査を遂行することが求められているが、便宜供与にかかる JICA 事務所の支援を必要とする場合は、東・中央アジア部または JICA ジョージアフィールドオフィスに連絡・協議する。

(6) 調査用機材の調達

コンサルタントは、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、本見積りに含める。

本邦から携行するコンサルタント所有の機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

(7) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(8) 安全管理

現地作業期間中は安全管理及び安全確保に十分留意する。当地の治安状況については、外務省「海外安全情報ホームページ」等を通じて事前に情報収集するとともに、JICA ジョージアフィールドオフィスにおいて十分な情報収集を行なう。現地業務に先立ち外務省海外旅行登録(「たびレジ」)に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。また、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。さらに、現地調査時には、JICA ウズベキスタン事務所及び JICA ジョージアフィールドオフィスと常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について JICA ジョージアフィールドオフィスと緊密に連絡をとる。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

以上



**Risk Management Framework**

Project Name:

Country:

Sector:

Officers in charge:

- Operational staff
- Engineering staff:
- Country office staff:

Potential project risks	Assessment
<b>1. Stakeholder Risk</b>	Probability: H/M/L
(Description of risk)	Impact: H/M/L
	Analysis of probability and impact:
	Mitigation measures:
	Action during the implementation:
	Contingency plan (if applicable):
<b>2. Executing Agency Risk</b>	
<b>2.1. Capacity Risk</b>	Probability: H/M/L
(Description of risk)	Impact: H/M/L
	Analysis of probability and impact:
	Mitigation measures:
	Action during the implementation:
	Contingency plan (if applicable):
<b>2.2. Governance Risk</b>	Probability: H/M/L
(Description of risk)	Impact: H/M/L

	Analysis of probability and impact:
	Mitigation measures:
	Action during the implementation:
	Contingency plan (if applicable):
<b>2.3. Fraud &amp; Corruption Risk</b>	Probability: H/M/L
(Description of risk)	Impact: H/M/L
	Analysis of probability and impact:
	Mitigation measures:
	Action during the implementation:
	Contingency plan (if applicable):
<b>3. Project Risk</b>	
<b>3.1. Design Risk</b>	Probability: H/M/L
(Description of risk)	Impact: H/M/L
	Analysis of probability and impact:
	Mitigation measures:
	Action during the implementation:
	Contingency plan (if applicable):
<b>3.2. Program &amp; Donor Risk</b>	Probability: H/M/L
(Description of risk)	Impact: H/M/L
	Analysis of probability and impact:

	Mitigation measures:
	Action during the implementation:
	Contingency plan (if applicable):
<b>3.3. Delivery Quality Risk</b>	Probability: H/M/L
(Description of risk)	Impact: H/M/L
	Analysis of probability and impact:
	Mitigation measures:
	Action during the implementation:
	Contingency plan (if applicable):
<b>4. Other Risk</b>	Probability: H/M/L
(Description of risk)	Impact: H/M/L
	Analysis of probability and impact:
	Mitigation measures:
	Action during the implementation:
	Contingency plan (if applicable):
<b>5. Overall Risk Rating</b>	Probability: H/M/L
(Overall comments)	Impact: H/M/L

1/ Descriptions in the risk management matrix can be brief and concise. In order to record the description of each risk as well as the evidence for the team's assessment, a separate sheet should be prepared to describe the details.